平成26年度独立行政法人都市再生機構東日本地区
温水洗浄便座の購入

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部等の特定調達契約に係る入札公告（平成26年１月30日付官報公告）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

１　入札等実施要領
２　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
３　入札及び見積心得書
４　参加申込書（様式）
５　委任状（様式）
６　入札書及び封筒（様式）
７　単価契約書（案）
８　仕様書【別冊１】
９　競争参加資格確認申請書
10　提出書類一覧表
別添　独立行政法人が行なう契約に係る情報の公表について
別添資料１　「リバースオークション　ルール定義書（公共＿調達契約）」
（2013年12月18日　改訂版）
別添資料２　「入札要綱書」
別添資料３　「質疑応答書」

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

1　入札等実施要領

1　契約担当役等の氏名及び名称
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　大谷　幸生
独立行政法人都市再生機構千葉地域支社
地域支社長　横山　和彦

◎　調達機関番号　599
◎　所在地番号　13

2　調達内容
(1)　品目分類番号　16
(2)　件名
平成 26 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入
(3)　調達案件の仕様等
8　仕様書【別冊１】による。
(4)　履行期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
(5)　履行場所
8　仕様書【別冊１】による。
(6)　入札方法
イ　入札金額は、仕様書に示した予定数量に見積もった単価を乗じた総価とし、調達物品本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を6　入札書及び封筒（様式）に示す入札書に記載するものとする。
ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ハ　本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

3　入札保証金及び契約保証金
免除

4　入札手続き及びリバースオークションについて
本件は、ディーコープ株式会社が提供するリバースオークションサービスを使用して実施する。リバースオークション及び入札書の扱いについては、独立行政法人都市再生機構のホームページを参照すること。
http://www.ur-net.go.jp/order/e-auction.html
このリバースオークションの参加にあたっては、独立行政法人都市再生機構の競争参加資格の他に、ディーコープ株式会社の会員登録手続き（以下「ディーコープ会員登録」という。）が必須である。リバースオークション実施までの質疑や参加申込等については、ディーコープ株式会社を通じて行うこととする。ディーコープ会員登録などの詳細は、以下のホームページを確認の上、手続きを行うこと。
https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do
なお、ディーコープ会員登録の申込期限は、平成 26 年２月 12 日（水）17 時 00 分とす

る。

5　質疑応答書の提出及び回答

(1)　仕様書に対する質問は、「質疑応答書」の提出による。

イ　入手方法

「質疑応答書」のエクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）からダウンロードすること。なお、ディーコープ会員登録が完了していない者（以下「ディーコープ会員未登録者」という。）は、ディーコープ株式会社に問合せを行い、「質疑応答書」のエクセルデータを入手すること。

ロ　提出期限

平成 26 年２月 12 日（水）17 時 00 分

ハ　提出方法・提出先

「質疑応答書」のエクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）（「新規 QA」）にアップロードすること。

https://with.deecorp.jp/dee/dsp/pcapp/login.do

なお、ディーコープ会員未登録者は、電子メール（ur-dee@deecorp.jp）にて提出すること。

(2)　質問に対する回答は「質疑応答書（回答）」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間

平成 26 年２月 17 日（月）から平成 26 年２月 20 日（木）

ロ　閲覧場所

ディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）にて、必要書類をダウンロードの上閲覧すること。

なお、ディーコープ会員未登録者は、以下の場所で閲覧すること。

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６―５－１　新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

住宅経営部 設備保全チーム

電話 03－5323－2651

6　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出

(1)　入手方法

「競争参加資格確認申請書」のエクセルデータをディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）からダウンロードすること。

なお、ディーコープ会員未登録者は、ディーコープ株式会社に問合せを行い、「競争参加資格申請書」等のデータを入手すること。

(2)　提出期限

平成 26 年２月 12 日(水）17 時 00 分

(3)　提出方法・提出先

「競争参加資格申請書」及びその他必要書類をディーコープ株式会社専用システム（見積@dee)「見積回答フォーム」上にアップロードすること。

7　競争参加資格の確認通知

(1)　通知日

申請書を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、平成 26 年２月 18 日（火）までに参加資格の有無を通知する。

なお、確認の結果、競争参加資格がないとされた者は、通知した日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、当機構に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求める

ことができる。当機構は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に（休日を含まない。）に書面により回答する。

(2)　通知方法

ディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）「見積回答フォーム」上にて通知。

8　参加申込書等の提出

(1)　入手方法

「参加申込書」については、「参加申込書」のエクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）からダウンロードすること。

「委任状」及び「提出書類一覧表」については、ディーコープ会員登録が完了しているか否かにかかわらず、本入札説明書添付の様式を使用すること。

(2)　提出期限

平成26年2月24日（月）17時00分

(3)　提出方法・提出先

「参加申込書」等のデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）「見積回答フォーム」上にアップロードすること。

※上記(2)の受領期限までに到着しなかった「参加申込書」等は受け付けないので、注意すること。

なお、「参加申込書」等を提出してもディーコープ会員登録が完了していなければ、リバースオークションに参加できないため、上記4の期日までにディーコープ会員登録を完了させること。

9　リバースオークションの実施

(1)　日時

平成26年3月11日（火）10時00分

(2)　使用するシステム

ディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）

https://with.deecorp.jp/dee/dsp/pcapp/login.do

10　入札書の提出

(1)　提出期限

平成25年3月12日（水）17時00分

ただし、郵送の場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。

(2)　提出場所

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６―５－１　新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部経理チーム

電話 03－5323－2565

11　開札

(1)　日時

平成26年3月12日（水）17時00分

(2)　場所

東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

12　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13　支払条件

月ごとの請求とし、検査後、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。（7　単価契約書（案）第９条参照のこと。）

14　苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続き等に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年 12 月 14 日付政府調達苦情処理推進本部決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局）に対して苦情を申し立てることができる。

15　単価契約の締結

受注者は、落札額に基づき、東日本賃貸住宅本部及び千葉地域支社それぞれと単価契約を締結する。

16　問い合わせ先

＜ディーコープ株式会社＞

〒105-0021
東京都港区東新橋一丁目９番２号
ディーコープ株式会社　購買ソリューション一部　岩瀬／坂元
電話　03-6889-1595

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者。(http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/jishisaisoku.pdf を参照)

ロ 申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までにおいて、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中の者

ハ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

（定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」

http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/bouryokudantouteigi240117.pdf を参照)

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

イ 独立行政法人都市再生機構東日本地区※における平成 25・26 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札の時までに業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、速やかに競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は下記にて確認すること。

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理チーム
電話：03-5323-2565

※「全省統一資格」は当資格の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。

ロ 当業務に関し、当該地区内のそれぞれの都県（東京都、千葉県）において、アフターサービスの体制が整っている事業所を有していること。なお、当該地区内のいずれかの都県（東京都、千葉県）に事業所を有している場合で、同等のアフターサービスの体制が確保できることを機構が認めた場合は可とする。

ハ 当業務の仕様書の要件に適合することを証明し、当機構が認めた者であること。

ニ 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

2 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、上記１(2)のイ～ニによる必要な証明書等を 9 競争参加資格確認申請書として、1 入札等実施要領６により提出しなければならない。

(2) 提出された証明書等は、当機構において審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を提出した者のみを本件の競争参加資格を有するものとする。

3 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札に必要な提出書類の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3) 当機構及びディーコープ株式会社に、提出された書類は審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4) 当機構及びディーコープ株式会社に一旦提出された書類は返却しない。

(5) 当機構及びディーコープ株式会社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(6) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。

(7) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において、上記１の資格のない者は、落札の対象としない。

(8) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公開について

別添による。

３　入札及び見積心得書

入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　削除

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、参加申込書を提出した後に、リバースオークション及び入札の参加を辞退することはできない。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　参加申込書提出前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　削除

３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）
第３条　入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。
（入札又は見積りの取りやめ等）
第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
（入札書又は見積書の引換の禁止）
第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
（入札又は見積りの無効）
第６条　次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。
一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。
二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。
四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。
五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。
六　１人で同時に２通以上の参加申込書をもってリバースオークションに参加したとき。
七　明らかに連合によると認められるとき。
八　第２条第１項第７号に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。
（開札等）
第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。
２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。
（落札者の決定）
第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。
２　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。
３　総合評価方式による競争入札の場合は該当案件の入札説明書により落札者を決定するものとする。
（再度の入札又は見積り）
第９条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。
２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。
（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第10条　リバースオークションを実施したが、開始価格未満の金額入力が無い場合で、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
（入札参加者等の制限）
第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する

者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約内容説明）

第12条　理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第13条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第14条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　参加申込書（様式）

＜次ページに掲載＞

独立行政法人都市再生機構　御中
ディーコープ株式会社　　御中

見積@Dee 見積回答フォームよりご提出ください。

見積@Deeによる提出が困難である場合（書類のスキャニングが不可の場合等）は、ディーコープ担当者まで連絡し、指示に従うものとします。

リバースオークション参加申込書

入札開催者	独立行政法人都市再生機構
入札対象案件	平成26年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入
案件番号	
入札書兼見積書有効期限	入札要綱書「5）見積書提出方法・支払条件　5－1　見積書提出方法」に記載の通り

当社は、本リバースオークション参加申込書（以下、「本参加申込書」という）を提出する際における最新版のリバースオークションルール定義書（以下、「ルール定義書」という）の規定に従って、入札開催者に対し入札参加資格の申し込みをし、入札参加資格を取得した場合には、ルール定義書および入札要綱書の規定に従って応札することを誓約します。 当社は、@Deeサービス個別利用規程第17条にしたがって、ディーコープ株式会社に対し、リバースオークションへの参加申込をし、ルール定義書、入札対象案件に関連する入札関連図書およびその他関連規程に従うことを誓約します。

申込日		下記のいずれかにてご捺印ください。 ご捺印は鮮明にお願いします。 ①『代表者印』 ②『角印＋申込責任者の個人印』
参加企業名		
申込責任者役職		
申込責任者氏名 ※入札金額の決裁権保有者氏名に限る		
入札主担当者ID		
入札主担当者氏名		
入札主担当者当日連絡先電話番号		
入札副担当者ID		
入札副担当者氏名		
入札副担当者当日連絡先電話番号		

【！記載・捺印の留意事項！】
※申込責任者は、本入札に対する決裁権を保有していること。
※本書記載事項を修正する場合には、申込責任者の捺印を修正印として利用すること。

入札開始価格	入札開始価格を了承のうえ入札参加申込み致します。

【ご注意ください】

Ⅰ．参加申込書について
①　一度提出した本参加申込書の取り消し／撤回はできません。（リバースオークションルール定義書（以下、ルール定義書）第2条1-(1)）
②　本参加申込書の提出をもって、入札開始価格を含む、全ての調達条件に対応可能であるものとみなします。入札参加者が1社であった場合については、入札要綱書をご参照ください。（ルール定義書 第2条1-(1)）
③　リバースオークションの経過により、一度も応札ができなかった場合、入札開始価格で入札したものとみなします。（ルール定義書 第3条4-(2)）

Ⅱ．リバースオークションについて
①入札参加者による応札は、取消や撤回ができません。（ルール定義書 第2条2-(1)）
②リバースオークション開催当日は、PCの故障など予期せぬ事態に備えて、PCを必ず複数台ご用意ください。（ルール定義書第3条1）
③リバースオークション開催時間が終了する5 分前までに応札を完了するようにしてください。また、入札画面の自動更新が正常に実行されているかを確認するために、リバースオークション開催時間が終了する5 分前までに最低1 回は手動による入札画面の更新を行ってください。（ルール定義書 第4条2）

Ⅲ．落札者について
ルール定義書　第2条2-(2)（調達契約締結の義務と損害賠償）をご一読ください。

Copyright © 2012 DeeCorp. All rights reserved.

5 委任状（様式）　※代理人により入札又は見積りを行う場合

委　任　状

私はディーコープ株式会社　購買ソリューション一部　部長 前島利昭を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「平成26 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積りに関する一切の件

２．

代理人使用印鑑	

平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　大谷　幸生　殿

使用印鑑届又は年間委任状を未提出の者は、 委任状に、委任者の印鑑証明書（発行日から３か月以内のもの）を添付すること。

6　入札書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也

ただし、平成 26 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入

入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

代　理　人　　印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　大谷　幸生　殿

表

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

本部長　大谷　幸生　殿

（平成26年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入　入札書）

裏

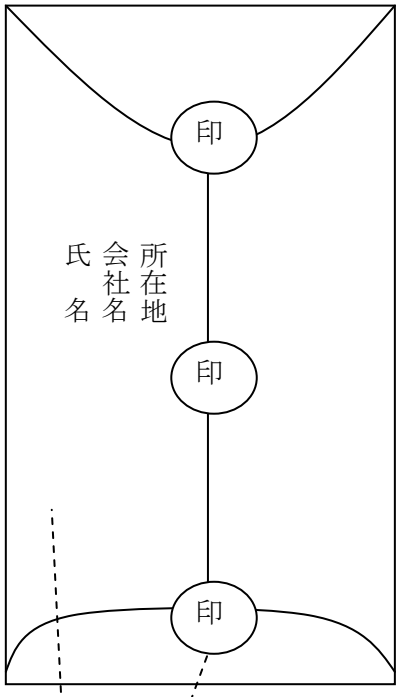

委任している場合は、代理人の氏名または印

7 単価契約書（案）

単　価　契　約　書

１　件　　名　　平成26年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入（○○地域支社）

２　物品の名称　　温水洗浄便座

３　契約期間　　平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

買主独立行政法人都市再生機構　　を甲とし、売主　　を乙として、甲乙間に頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲（買　主）　住　所

氏　名　　独立行政法人都市再生機構○○地域支社

地域支社長　○○　○○　　印

乙（売　主）　住　所

氏　名　　印

（総則）

第１条　甲は、物品をこの契約に定める条件で乙から買い受け、乙は、これを売り渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の制限）

第３条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（発注手続）

第４条　甲は、物品を乙に発注するときは、その都度、その物品の種類及び数量等を記載した甲所定の注文書（以下「注文書」という。）を、仕様書に定める甲の対象部署（以下「発注部署」という。）から乙に対して発行するものとし、乙は、注文書に基づき仕様書に定める方法により物品を納入するものとする。

（納入期限の延長）

第５条　乙は、天災その他の不可抗力により、仕様書で定めた納入期限（以下「納期」という。）内に、注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、甲に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（危険負担）

第６条　物品の納入に当たり、次条第１項の発注部署確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、乙がこれを負担するものとする。

（検査）

第７条　乙は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注部署に届け出て、その物品について、発注部署の確認を受けなければならない。

　但し、発注部署における検査については、受取りを行った甲が指定する業者の受取り完了報告による書面検査とする。

２　発注部署は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　乙は、検査の結果、不合格となり、発注部署から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注部署の指定する日までに代品を納入し、発注部署の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって甲に引き渡されたものとする。

（かし担保責任）

第８条　乙は、前条第４項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から１年間（但し冷媒回路部品については5年間）当該物品のかしを補修するものとする。

（売買代金）

第９条　甲は、第７条第４項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価（以下「売買代金」という。）として、別紙の単価表に基づき算定した額を乙に支払うものとする。

２　乙は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注部署に提出するものとし、発注部署は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。

３　発注部署がその責に帰すべき理由により第７条第２項の期間内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第10条　物価に変動があり、前条第１項の単価表の額が不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第11条　乙の責に帰する理由により、乙が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（支払遅延利息）

第12条　乙は、甲がその責に帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払を行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）3.0パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第13条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　乙の責に帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二　第２条、第３条又は第８条の規定に違反したとき。

三　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

（違約金）

第14条　乙は前条第１号から第３号までの一に該当してこの契約が解除されたときは、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（甲の都合による解除）

第15条　甲は、第13条各号の場合のほか、甲の都合により、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により乙に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が損害を被ったときは、甲は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（相殺）

第16条　甲は、乙に対して支払うべき金銭債務と乙が甲に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第17条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（以下余白）

別紙

単価表

No.	品　　名	単位	型式	規格	単価(円)
1	温水洗浄便座	台			

８　仕様書【別冊１】

仕 様 書

１　件名

平成 26 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入

２　対象品目及び予定数量

別紙２「対象品目仕様表、予定数量表」のとおり。

なお、予定数量は甲の過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。また、設置基準の見直しに伴う対象団地の変更等により、予定数量が増減または仕様が変更になる場合がある。

３　対象部署

別紙４「対象部署一覧表」のとおり。

４　発注手続

（１）　品目、型式、単価、商品画像（カラー)、商品解説を掲載した品目一覧表（以下「カタログ」という。）を作成し、甲が要求する部数を提出すること。

なお、「エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。)」の適合していることが確認できる旨表示すること。

（２）　発注は対象部署（以下「発注部署」という）ごとにカタログ掲載の商品について別紙３に示す「注文書」をＦＡＸ等により随時行うので、発注方法に対応するシステムを導入すること。

なお、注文書の最小の発注単位は１台とし納品についても同様とする。

（３）カタログ作成に係る費用については、乙が負担すること。

５　納期

注文書に指定する日（発注日から概ね１週間）に納品すること。

ただし、日、祝日、年末年始等甲の休業日は除くものとする。

６　納品方法

（１）　納品は、注文書にて甲が指示する温水洗浄便座の設置を行う小規模修繕工事業者又はリニューアル等工事業者（以下、「温水洗浄便座設置業者」という。）が指定する納入場所において、温水洗浄便座設置業者に受渡しを行うこと。

温水洗浄便座設置業者名及び納品場所は別紙５「納品場所一覧表」による。なお、業務履行期間中、温水洗浄便座設置業者及び納品場所が変更となる場合は、事前に甲が乙に対し通知する。

（２）　納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。

（３）　納品する商品については、発注部署等の指示により仕分けし、個別に梱包すること。

（４）　配送に係る費用については、乙が負担すること。

（５） 納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

7　請求書等

（１） 請求書は、発注部署に直接提出すること。

（２） 乙は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注部署に提出するものとし、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。

8　業務フロー

別紙１「業務フロー」の通り

9　保証

（１） 納入後１年以内に甲の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、乙は無償で修理又は交換を行うものとする。

（２） 構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記（１）に関わらず、甲乙協議の上、乙は無償で修理又は交換を行うものとする。

（３） 当該地区内のそれぞれの都県（東京都、千葉県）において、アフターサービスの体制が整っている事業所を有していること。なお、当該地区内のいずれかの都県（東京都、千葉県）に事業所を有している場合で、同等のアフターサービスの体制が確保できることを機構が認めた場合は可とする。

以　上

業務フロー

（別紙1）

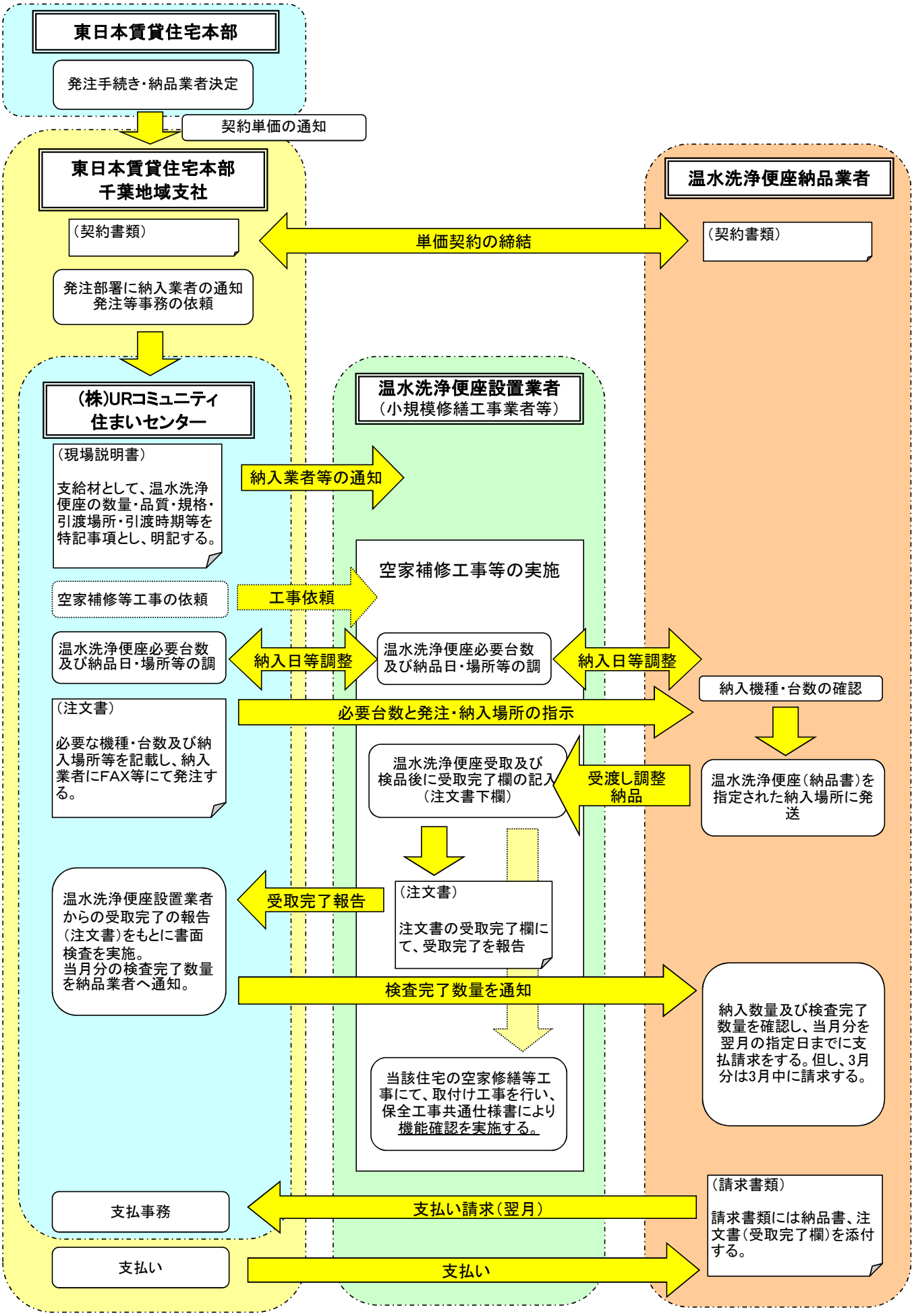
東日本賃貸住宅本部
発注手続き・納品業者決定
契約単価の通知
東日本賃貸住宅本部
千葉地域支社
（契約書類）
単価契約の締結
温水洗浄便座納品業者
（契約書類）
発注部署に納入業者の通知
発注等事務の依頼
（株）URコミュニティ
住まいセンター
温水洗浄便座設置業者
（小規模修繕工事業者等）
（現場説明書）
支給材として、温水洗浄便座の数量・品質・規格・引渡場所・引渡時期等を特記事項とし、明記する。
納入業者等の通知
空家補修工事等の実施
空家補修等工事の依頼
工事依頼
温水洗浄便座必要台数及び納品日・場所等の調
納入日等調整
温水洗浄便座必要台数及び納品日・場所等の調
納入日等調整
納入機種・台数の確認
（注文書）
必要な機種・台数及び納入場所等を記載し、納入業者にFAX等にて発注する。
必要台数と発注・納入場所の指示
温水洗浄便座受取及び検品後に受取完了欄の記入（注文書下欄）
受渡し調整
納品
温水洗浄便座（納品書）を指定された納入場所に発送
温水洗浄便座設置業者からの受取完了の報告（注文書）をもとに書面検査を実施。
当月分の検査完了数量を納品業者へ通知。
受取完了報告
（注文書）
注文書の受取完了欄にて、受取完了を報告
検査完了数量を通知
納入数量及び検査完了数量を確認し、当月分を翌月の指定日までに支払請求をする。但し、3月分は3月中に請求する。
当該住宅の空家修繕等工事にて、取付け工事を行い、保全工事共通仕様書により機能確認を実施する。
支払事務
支払い請求（翌月）
（請求書類）
請求書類には納品書、注文書（受取完了欄）を添付する。
支払い
支払い

（別紙２）

【対象品目仕様表】

項目	要求性能
規　格	温水洗浄便座はJIS A 4422によるものとし、製造者の標準仕様とする。
省エネ性	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」による平成25年２月の「電気便座」基準または「エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」による「電気便座」の判断基準で、目標年度（2012年）の基準を満足すること。
仕様	定格：100V、50Hz 給水方式：水道直結方式 機能：洗浄装置：おしり洗浄　約1.4L/分以下（吐水量調節機能付） ビデ洗浄　約1.5 L/分以下（吐水量調節機能付） 吐水温度：約30～40℃ 安全装置：メーカー仕様 逆流防止装置：あり 暖房便座：表面温度：約28～40℃ ヒーター容量：55W以下 安全装置：メーカー仕様 脱臭装置：方式及び風量：メーカー仕様 着座センサー：あり 漏電保護装置：メーカー仕様 節電機能：メーカー仕様 操作：リモコン 本体色：便器色に近い標準色とし、以下を標準とする。 ［白、オフホワイト・アイボリー、ピンク］ タイムスタンプ機能：装備されていないこと
その他の仕様	メーカー仕様とする。
製造年	原則として、納入日から起算し、１年以内に製造された製品とする。
付属品等	取扱説明書等の付属品が備わっていること。

【予定数量表】

品名	単位	予定数量		
		東日本賃貸住宅本部	千葉地域支社	**合計**
温水洗浄便座	台	781	342	**1,123**

（別紙3）

受信確認のため当注文書をFAX受信されましたら直ちに〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇までFAX願います。

FAX受信者	

■ 注 文 書

平成　　年　　月　　日

※　平成　年　月　　日締結の単価契約に基づき、以下の資材を発注します。

発注者名

住所

氏名

担当　　TEL

資材名称	数量(台)	設置対象団地	号棟号室	便座の大きさ： 大型・標準・兼用 色：	【参考】 便器製造メーカー： 型式（型番）： 色：
温水洗浄 便座				大きさ： 色：	便器製造メーカー： 型式（型番）： 色：
合　　計					

納品場所等					
	①	住所 名称		納品日	
	②	住所 名称		納品日	

※新設する温水洗浄便座の色は標準色とし、便器色に近い色とする。
　狭小型便器への設置は対象外とする。

納品に関する問い合わせ窓口

業者名

住所

氏名

担当　　TEL

■ 受取り完了確認

受取り完了欄	納品（受取り）場所	受け取り日	外観確認	受取り者

※受取り者（温水洗浄便座設置業者）にて記入

（別紙4）

対象部署一覧表

UR支社等	部署名		住所
東日本賃貸住宅本部	（独立行政法人都市再生機構 業務受託者） 株式会社URコミュニティ 東日本支社	東京東住まいセンター	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル本館7階
		北多摩住まいセンター	東京都曙町2-34-7 ファーレイーストビル10階
		東京北住まいセンター	東京都豊島区西池袋1-11-1 メトロポリタンプラザ15階
		東京南住まいセンター	東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館1階
		城北住まいセンター	東京都台東区東上野5-2-5 下谷ビル4階
千葉地域支社		千葉住まいセンター	千葉市美浜区高洲4-5-15
		千葉西住まいセンター	千葉県船橋市前原西2-12-7 津田沼第一生命ビル3階
		松戸住まいセンター	千葉県松戸市松戸1307-1 松戸ビル13階

（別紙５）

納品場所一覧表

東日本賃貸住宅本部

対象部署	設置業者名	納品場所	
東京東住まいセンター	日本総合住生活㈱	江東区大島	倉庫
北多摩住まいセンター	日本総合住生活㈱	武蔵村山市三ツ木	倉庫
	渡辺物産㈱	府中市本町	倉庫
	東京住宅サービス㈱	武蔵野市桜堤	倉庫
	西都興業㈱	調布市西つつじヶ丘	倉庫
東京北住まいセンター	保全工業㈱	埼玉県富士見市羽沢	倉庫
	保全工業㈱	板橋区高島平	倉庫
	日本総合住生活㈱	板橋区板橋	倉庫
東京南住まいセンター	鹿島総合建物管理㈱	中央区日本橋	団地エントランス
	日本総合住生活㈱	杉並区下高井戸	倉庫
	日本総合住生活㈱	東村山市久米川町	倉庫
	日本総合住生活㈱	豊島区高松	倉庫
	日本総合住生活㈱	品川区戸越	倉庫
	㈱環境保全ｻｰﾋﾞｽ	品川区東品川	倉庫
	㈱環境保全ｻｰﾋﾞｽ	江東区大島	倉庫
	保全工業㈱	港区湾岸	団地エントランス
	保全工業㈱	杉並区荻窪	団地エントランス
	㈱クリスタルジャパン	港区南青山	団地エントランス
	㈱クリスタルジャパン	港区芝浦	団地エントランス
	㈱クリスタルジャパン	目黒区三田	団地エントランス
	㈱東急コミュニティー	目黒区上目黒	団地エントランス
	㈱東急コミュニティー	中央区晴海	団地エントランス
	㈱東急コミュニティー	中央区勝どき	団地エントランス
城北住まいセンター	渡辺物産㈱	江東区大島	倉庫

千葉地域支社

対象部署	設置業者名	納品場所	
千葉住まいセンター	日本総合住生活㈱	千葉市美浜区高洲	事務所
	渡辺物産㈱	千葉市花見川区検見川町	事務所
千葉西住まいセンター	日本総合住生活㈱	千葉県習志野市袖ヶ浦	事務所
	三井プレコン㈱	千葉県市川市塩浜	事務所
松戸住まいセンター	日本総合住生活㈱	千葉県柏市豊四季台	事務所
	㈱東松園	千葉県松戸市常盤平	事務所
	三井プレコン㈱	千葉県市川市塩浜	事務所
松戸住まいセンター茨城分室	㈱TCS	茨城県取手市取手	事務所
	㈱ノーブルハウジング	茨城県つくば市高野台	事務所

9　競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
本部長　　大谷　幸生　殿

代表者　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

連絡者　担 当 者 氏 名
所属（電話）
(FAX)

平成 26 年 1 月 30 日付けで掲示のありました、「平成 26 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入」に係る競争参加資格について確認されたく、下記書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1　競争参加資格認定通知書の写し（1 部）
2　仕様要件適合証明書（指定様式）（1 部）
3　アフターサービス体制表（自由様式）（1 部）

【提出書類作成における注意事項】

① 入札説明書等に様式が添付している場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

② 1 については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

（様式）

仕様要件適合証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　大谷　幸生　殿

会社名
住　所
代表者名　　印

「平成 26 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入」の競争参加に関し、下記仕様要件の全てに適合することを証明するために、仕様要件適合表証明書を提出いたします。

以　上

【仕様要件適合証明書】

性能	要求性能	適合証明
規格	温水洗浄便座は JIS A 4422 によるものとし、製造者の標準仕様とする。	
省エネ性	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」による平成 24 年 2 月の「電気便座」基準または「エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」による「電気便座」の判断基準で、目標年度（平成 24 年、2012 年）の基準を満足すること。	
機能	洗浄装置、暖房便座、脱臭装置、着座センサー、漏電保護装置、節電機能、リモコン	
給水方式	水道直結方式	
電源	定格：100Ｖ、50Ｈｚ	
その他の機能	メーカー仕様とする。	
製造年	原則として、納入日から１年以内に製造された製品とする。	
付属品等	取扱説明書等の付属品が備わっていること。	

※その他、仕様書の別紙２「対象品目仕様表」による。

10　提出書類一覧

提出書類一覧表

（法人等名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。
　参加申込書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。
2　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時に御提出ください。
3　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称　（※使用する様式）	提出部数	提出期日	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書	1部	2月12日（水）	必要事項を記入し、項番2、3、4のを書類を添えて申請すること。	
2	競争参加資格認定通知書の写し	1部	2月12日（水）	紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
3	仕様要件適合証明書（指定様式）	1部	2月12日（水）	各項目の「適合証明」欄に、仕様書の要件を適合していると判断できる内容を具体的に記入すること。	
4	アフターサービス体制表（自由様式）	1部	2月12日（水）	購入物品について、当該地区内のそれぞれの都県（東京都、千葉県）において、アフターサービスの体制が整っている事業所を有していること。なお、当該地区内のいずれかの都県（東京都、千葉県、）に事業所を有している場合で、同等のアフターサービスの体制が確保できることを機構が認めた場合は可とする。	
5	委任状 （入札説明書「5 委任状（様式）」）	1部	2月24日（月）	当機構本社へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	
6	印鑑証明書	1部	2月24日（月）	使用印鑑届又は年間委任状を未提出の者は、委任状に、委任者の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）を添付すること。	
7	参加申込書 （入札説明書「4 参加申込書（様式）」）	1部	2月24日（月）	エクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@dee）からダウンロードすること。	

【提出書類作成における注意事項】

①　入札説明書等に様式が添付している場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

②　項番2については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

③　項番4については、当該地区と隣接地区に位置する事業所でアフターサービスを行う場合は、事業所と対象団地の位置関係が確認できる資料を添付すること。

別　添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１）　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２）　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

（３）　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）　公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

別添資料１

「リバースオークション　ルール定義書（公共__調達契約）」（2013年12月18日　改訂版）

＜次ページに掲載＞

無断転載、複製を禁ず

リバースオークション　ルール定義書
（公共_調達契約）

2013年12月18日　改訂版

ディーコープ株式会社

改訂履歴

日時	改訂箇所	改訂前	改定後
2010年04月28日	P.1　冒頭箇所	本ルール定義書と利用規定の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。	本ルール定義書と利用規定の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。尚、本ルール定義書、入札要綱書及びディーコープが別途配布する書類に関しての口頭での問い合わせは何の効力も有さず、ディーコープより配布された図書記載内容が最終的な効力を有するものとします。
	第４条	－	**5.（口頭での質疑）** 口頭での質疑については一切無効とし、何らかの疑義が生じた際には必ず弊社指定の質疑応答書を通じて提出することとします。
2010年05月24日	第３条4.⑵	（前文略） 但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなします。	（前文略） 但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。
2010年09月09日	第３条4.⑸	-	⑸（入札金額の入力制限） 誤入札を防止するため、最低入札価格より５０%以上の削減となる金額は、システムの制御により入札することができません。また、最低下げ幅金額の２倍以下の金額が最低入札価格である場合は、それ以降の入札は受付されません。
2010年10月18日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：Microsoft Internet Explorer6.0(Service Pack 1)以上 ※OS は Microsoft Windows をご使用ください。 ※IE8.0(rc1 含む）はサポートしておりません。ご注意ください。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ:以下のブラウザの利用を推奨しています。 ・Internet Explorer7.0 ・Internet Explorer8.0 ※Internet Explorer6.0 バージョンについては、サポートしておりますが、弊社では、上記バージョンでのご利用を推奨しております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox等）は推奨外です。また、プレビューリリースやベータ版なども、推奨外とさせていただきます。
２０１１年4月２６日	P.3　目次	-	**第４条　５．口頭での質疑**
	第５条1.	（前文略） 尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第三条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位はバイヤー企業によって決定されることとします。	（前文略） 尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位はバイヤー企業によって決定されることとします。

日時	改訂箇所	改訂前	改定後
2012年6月4日	P.5　冒頭箇所	本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、ディーコープサービス基本利用規程ならびに、見積@Ｄｅｅサービス個別利用規程（以下、合わせて「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。	本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、@Ｄｅｅサービス利用規程（以下、「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。
2013年8月6日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています。 ・Internet Explorer7.0 ・Internet Explorer8.0 ※Internet Explorer6.0 バージョンについては、サポートしておりますが、弊社では、上記バージョンでのご利用を推奨しております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox等）は推奨外です。また、プレビューリリースやベータ版なども、推奨外とさせていただきます。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer8.0 ・Internet Explorer9.0 ※Internet Explorer6.0及びInternet Explorer7.0は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。 ※Internet Explorer10.0 をご利用の場合は、互換表示設定を行うことで正常に表示・動作できる可能性があります。ただし、互換性（動作・表示）を保障するものではありません。
2013年12月18日	第4条1.	**代理入札受付専用窓口：**ディーコープ調達支援部 Ｔｅｌ.03-6889-1597	**代理入札受付窓口：**入札要綱書記載の入札担当者

無断転載、複製を禁ず

目次

第１条　（リバースオークションルール定義書概要）
1．リバースオークションの目的
2．対象品目の通知

第２条　（リバースオークション参加の前提）
1．入札参加資格の取得手順
（1）参加申込書の提出
（2）入札参加資格の獲得
（3）与信調査による参加資格失効等
2．リバースオークションの効力
（1）見積の効力
（2）調達契約締結の義務と損害賠償
3．免責事項
4．連絡体制

第３条　（リバースオークションの環境・当日の流れ）
1．リバースオークションの参加に必要な環境
2．入札画面に表示される内容
3．リバースオークションの開催時間
（1）リバースオークション開催時間
（2）リバースオークション基本開催時間
（3）自動延長時間
（4）時間の計測方法
4．入札金額
（1）入札金額
（2）開始価格
（3）最低下げ幅金額
（4）入札金額の受付
（5）入札金額の入力制限
5．リバースオークションからの退場
6．リバースオークションの終了

第４条　（トラブル回避策・発生時の対応）
1．代理入札
2．参加契約発効済み競争参加者によるシステムトラブル回避策
3．夜間延長回避のためのリバースオークションのサスペンド
4．不可抗力によるリバースオークションの中断
5．口頭での質疑

第５条　（リバースオークション終了後の流れ）
1．優先交渉権の決定
2．調達先指定者の決定
3．見積書の提出

第６条　（遵守事項）

◎用語の定義

名称	意味
対象品目/サービス	入札開催者が調達を計画する物品又は役務
入札開催者	対象品目の調達を計画し、リバースオークションを開催する企業
契約者	対象品目に関する調達契約を調達先指定者と契約する企業
競争参加者	入札開催者に対し、対象品目を提供する企業
参加契約発効済み競争参加者	参加契約が発効した競争参加者
最優先交渉権者	リバースオークションにおいて最安値を応札した参加契約発効済み競争参加者
調達先指定者	入札開催者と調達契約を締結する参加契約発効済み競争参加者 最優先交渉権者が入札開催者による最終審査を受けた後に確定

本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、@Ｄｅｅサービス利用規程（以下、「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。

利用規程で規定されていない事項については、本ルール定義書、入札要綱書およびディーコープが別途指定する書類にて通知するものとし、競争参加者は利用規程を遵守することを承諾のうえ、リバースオークションに参加するものとします。なお、入札開催者は、本ルール定義書に記載されたルールに則ってリバースオークションが実施されることを了承しています。本ルール定義書と利用規程の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。尚、本ルール定義書、入札要綱書及びディーコープが別途配布する書類に関しての口頭での問い合わせは何の効力も有さず、ディーコープより配布された図書記載内容が最終的な効力を有するものとします。

第１条　（リバースオークションルール定義書概要）

1.　（リバースオークションの目的）

リバースオークションとは、対象品目に関する調達先指定者の選定を目的として、入札開催者の依頼により、ディーコープ株式会社（以下、「ディーコープ」という）が運営する競り下げ方式によるオークションを指します。参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条３項に定めるリバースオークション開催時間中、何度でも価格提示（以下、「応札」という）ができます。競争参加者は、「一回札入れ方式」等の入札に比べてオープンかつ公平な環境で、戦略的に入札をすることが可能です。

2.　（対象品目の通知）

リバースオークションの対象品目、最低調達条件、および入札開催者名・契約者等は、入札開催者が個別のリバースオークション毎に別途交付する入札要綱書（以下、「入札要綱書」という）にて通知するものとします。

第２条　（リバースオークション参加の前提）

1.　（入札参加資格の取得手順）

⑴　（参加申込書の提出）

競争参加者がリバースオークションに参加するためには、本ルール定義書に定めるすべてのルールに従い、入札要綱書に示す対象品目、品質、価格、納期等のすべての調達条件を満たした上で、別途交付するリバースオークション参加申込書（以下、「参加申込書」という）および別途必要に応じてディーコープが指定する書類（以下、「参加必要書類」という）に記名捺印の上、提出していただく必要があります。
入札要綱書に示された業務を遂行するにあたり、法令・約款等で規定された免許・許認可等が必要である場合、競争参加者、若しくは競争参加者より対象業務の遂行を委託される企業がそれらを保有していることが、参加必要書類提出の必須条件とします。尚、原則として競争参加者は一度提出した参加申込書、および参加必要書類の取消や撤回をすることはできません。

⑵　（入札参加資格の獲得）

参加申込書および参加必要書類が入札開催者によって承認されたことをもって、競争参加者はリバースオークションに参加する資格（以下、「入札参加資格」という）を得、かつ入札開催者及びリバースオークションを運営するディーコープとの間に参加契約が発効します。
尚、リバースオークション開催前日のディーコープの営業時間終了までに、参加資格を付与しない旨の通知がない限り、入札開催者は参加を承諾したものとみなし、参加契約はその時点で発効するものとします。

⑶　（与信調査による参加資格失効等）

入札開催者またはディーコープは、利用規程に定める通り、競争参加者の与信調査を実施する場合があります。
与信調査の結果、入札開催者またはディーコープの裁量により、競争参加者に入札参加資格を付与することが不適切であると判断された場合、かかる競争参加者は入札参加資格を付与されないことがあります。また、参加契約の発効後においても、付与された入札参加資格を失い、参加契約の一部もしくは全部を入札開催者およびディーコープが当然に、何ら損害賠償の負担をすることなく解除できることに同意するものとします。

2.　（リバースオークションの効力）

⑴　（見積の効力）

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションにおいて自己が行う個々の応札、本ルール定義書第５条３項に示す見積書（以下、「見積」という）が、調達契約の申込の誘引ではなく、調達契約の申込として取り扱われること、およびこの申込が取消や撤回のできないものであって、以下のいずれかの事由が発生するまで、変更できない確定的な効力を有することに合意するものとします。

1. 入札後、調達先指定者に選出されないことが確定したとき
2. 調達先指定者に選出された後、入札開催者及び契約者が調達契約の締結をしないことを確定したとき
3. 調達先指定者に選出された後、入札開催者及び契約者が確定した申込の内容の変更に同意したとき

⑵ （調達契約締結の義務と損害賠償）

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションの結果、入札開催者および契約者に調達契約の相手方となる競争参加者（「調達先指定者」という）として選出された場合、特に入札開催者および契約者より見積条件である入札要綱書の内容に変更または追加事項がない限り、自己が提出した見積に基づき調達契約締結の義務を負うものとします。

尚、特に入札開催者および契約者より見積条件である入札要綱書の内容に変更または追加事項がないにもかかわらず、調達先指定者が契約者との調達契約締結を行わない場合、入札開催者は調達先指定者に対して損害賠償を請求できるものとし、参加契約発効済み競争参加者はこれに同意するものとします。

3. （免責事項）

参加契約発効済み競争参加者がいない場合には、リバースオークションは不成立となります。また、入札開催者はやむを得ない事情により、調達計画を中止することがあります。入札開催者が入札要綱書で予定発注金額を予め定めた場合、全参加契約発効済み競争参加者の最終入札金額が当該予定発注金額に到達しなかった際には流札とし、本ルール定義書第５条１項に示す最優先交渉権者を決定しないことがあります。また、入札開催者の都合によりリバースオークションの再入札を行うことがあります。参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションが不成立・中止・流札・再入札となった場合またはリバースオークション終了後調達先指定者が選定されなかった場合もしくは契約者が調達契約を締結しない場合において、自らまたは取引先等の関係者に何らかの損失または損害が発生したとしても、入札開催者・契約者またはディーコープに何ら損害賠償の責任が発生しないことに同意するものとします。

4. （連絡体制）

本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付業務の一切は、入札開催者からの依頼によりディーコープが行います。ディーコープを経由せず、入札開催者へ直接問い合わせを行うことはできませんので、御了承下さい。

第３条 （リバースオークションの環境・当日の流れ）

1. （リバースオークションの参加に必要な環境）

リバースオークションに参加する場合、参加費等の費用負担は一切ありません。入札を行なう際には、下記のＰＣ環境にてインターネットおよびｅメールに接続できるＰＣをご用意下さい。リバースオークション開催当日は、ＰＣの故障など予期せぬ事態に備えて、下記の環境を備えたＰＣを必ず複数台ご用意ください。又、リバースオークション参加中は、必ず入札のご担当者がディーコープと電話連絡を取れる状態にあるようにお願い致します。長時間にわたって電話連絡がとれず、リバースオークションの運営に支障をきたすとディーコープが判断した場合は、ユーザーＩＤを退場扱いとさせていただくことがありますので、ご注意ください。

リバースオークション参加に必要なＰＣ環境

■ブラウザ・・・以下のブラウザの利用を推奨しています。

・Internet Explorer8.0
・Internet Explorer9.0

※Internet Explorer6.0 及び Internet　Explorer 7.0 は推奨外ですが、サポートしております。
※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。
※Internet Explorer10.0 をご利用の場合は、互換表示設定を行うことで正常に表示・動作できる可能性があります。ただし、互換性（動作・表示）を保障するものではありません。

2. （入札画面に表示される内容）

リバースオークション開催時間中は、以下の項目が入札画面上に表示されます。表示される内容は、開催パターン毎に異なります。参加されるリバースオークションの開催パターンは、入札要綱書をご参照ください。

	開催パターン①	開催パターン②	開催パターン③	開催パターン④	開催パターン⑤
現在の最低入札価格	表示	表示	表示	非表示	非表示
自社の順位	表示	表示	非表示	表示	非表示
他社情報（入札価格・順位）	表示	非表示	非表示	非表示	非表示

3. （リバースオークションの開催時間）

⑴ （リバースオークション開催時間）

リバースオークション開催時間は、本項で示すリバースオークション基本開催時間および自動延長時間の合計とします。尚、参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークション開催時間中に何度でも応札ができるものとします。

⑵ **（リバースオークション基本開催時間）**
リバースオークション基本開催時間とは、次号に示す自動延長の有無にかかわらず、リバースオークションが開催される期間とします。具体的なリバースオークション基本開催時間は、入札要綱書をご参照ください。

⑶ **（自動延長時間）**
リバースオークションでは公平を期すため、リバースオークション開催時間終了前に応札があると、その時点から別途定められた期間（以下、「自動延長時間」という）、リバースオークション開催時間が延長（以下、「自動延長」という）されます。尚、自動延長されたリバースオークション開催時間の終了前に再度応札があった場合には、何度でも自動延長されるものとします。具体的な自動延長時間は、入札要綱書をご参照ください。

⑷ **（時間の計測方法）**
リバースオークションの開催に当たって定められる時間は、すべてリバースオークションを運営するディーコープのサーバー上の時計によって管理されるものとし、参加契約発効済み競争参加者はかかる時間管理に同意するものとします。

4. （入札金額）

⑴ **（入札金額）**
リバースオークションでの入札は、特に指定がない限り、入札要綱書に記載された調達条件を満たす為に必要な全ての製品・サービスの総合計金額（消費税含まず）にて行うものとします。尚、本ルール定義書第２条２項１号に示す通り、リバースオークションでの入札金額は、取消や撤回ができません。但し、入札金額が明らかに不自然であるとディーコープが判断した場合には、ディーコープはかかる金額を応札した参加契約発効済み競争参加者に確認の上、誤りであると認められた場合、当該入札金額を削除した上でリバースオークションの継続、中断または中止のいずれかを決定できるものとします。この場合のリバースオークションの取扱いについては、ディーコープが入札開催者と検討の上、全ての参加契約発効済み競争参加者に連絡をするものとします。

⑵ **（開始価格）**
開始価格とは、入札要綱書で指定されるリバースオークション開始時における対象品目の入札受付価格を指します。参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第２条１項１号の記載に基づき、開始価格以下の価格にて、すべての調達条件への対応が可能との前提に基づき、リバースオークション開催中に最低１回は応札していただきます。尚、リバースオークションでは開始価格と同額での応札は可能とします。但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。

⑶ **（最低下げ幅金額）**
最低下げ幅金額とは、参加契約発効済み競争参加者が応札する際に、最新の入札金額より最低限下回らなければならない金額を指します。ただし、リバースオークション開始後、すべての参加契約発効済み競争参加者を通じての一社目、第一回目の応札に限り、開始価格からの最低下げ幅制限はないものとします。具体的な最低下げ幅金額は入札要綱書をご参照ください。

⑷ **（入札金額の受付）**
入札要綱書において定められた同一金額での入札可否ルールに応じて、入札金額の受付基準が異なります。それぞれの場合の受付基準は以下の通りとします。

・同一金額での入札が可の場合：ディーコープのリバースオークション管理サーバーが受信した順に優先交渉権が付与されます。
・同一金額での入札が不可の場合：ディーコープのリバースオークション管理サーバーが先に受信したもののみが有効となります。

⑸ **（入札金額の入力制限）**
誤入札を防止するため、最低入札価格より５０％以上の削減となる金額は、システムの制御により入札することができません。また、最低下げ幅金額の２倍以下の金額が最低入札価格である場合は、それ以降の入札は受付されません。

5. （リバースオークションからの退場）
リバースオークションの開催中に、予算超過等により入札を継続することができなくなった参加契約発効済み競争参加者は、必ずリバースオークションからログアウト（退場）するものとし、以降のリバースオークションの経過及び結果に関する情報を閲覧、入手することができないものとします。かかる参加契約発効済み競争参加者は速やかにディーコープまで入札を終了する旨を連絡するものとし、ディーコープは入札継続意思がないことを確認した時点で、かかる参加契約発効済み競争参加者のユーザーＩＤを、当該リバースオークションから退場扱いとします。

また、参加契約発効済み競争参加者は、ディーコープが以下の事由においてリバースオークションの運営に支障をきたすと判断した場合にも、ユーザーＩＤが退場扱いとなることに同意するものとします。

・ 長時間参加契約発効済み競争参加者のご担当者に電話連絡が取れない場合（本ルール定義書第３条１項参照）
・ 故意にリバースオークションを引き延ばす行為が認められた場合（本ルール定義書第６条参照）

6. （リバースオークションの終了）

本ルール定義書第３条３項に定める開催時間の終了をもってリバースオークションは終了し、同時に対象品目に関する入札開催者との優先交渉権者が確定するものとします。
一度終了したリバースオークションは原則として再開されませんので、本ルール定義書第４条を参照し、応札漏れのないようにご注意ください。

第４条 （トラブル回避策・発生時の対応）

1. （代理入札）

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークション開催中に自社のネットワーク等に不調が発生し、応札ができないと判断した場合、直ちにディーコープへご連絡ください。以降、電話による入札金額の申請（以下、「代理入札」という）を受け付けます。
代理入札を申請した競争参加者（以下、代理入札競争参加者という）は、下記の代理入札受付窓口宛にお電話の上、まず『①代理入札依頼の旨、②代理入札競争参加者名・部署名、③ご担当者名、④入札担当者 ID（リバースオークション参加申込書記載の“s”で始まる７桁の ID)』、⑤入札担当者のログインパスワードをお伝えください。上記①②③④⑤をもって本人確認とさせていただき、本人であることが確認できた後、『⑥対象案件名または見積依頼番号、⑦入札金額』をお伝えいただき代理入札を実施させていただきます。
この際、代理入札の正確を期すために、原則としてディーコープは代理入札競争参加者との電話でのやり取りを録音させていただきます。またリバースオークション終了後、入札金額の確認のため、代理入札の履歴を記載した書面を発行いたします。代理入札競争参加者はこの書面に捺印の上、ディーコープ宛にＦＡＸ送信の後、ご郵送ください。

尚、代理入札業務には運営上、若干の時間を要します。そのため代理入札の申請および応札は、リバースオークション開催時間の終了前までに行ってください。その場合においても、応札が完了できないままリバースオークションが終了する場合があり、原則としてリバースオークションは再開されませんのでご注意ください。但し、上記のディーコープにおける電話や FAX による代理入札に関する履歴の記録に基づき、リバースオークション終了前に代理入札競争参加者の応札が可能であったと認められる客観的な証拠がある場合には、例外的にリバースオークションが再開されることがあります。また、入札開催者が入札要綱書において代理入札を認めない旨の指定をした場合には、ディーコープは代理入札を受け付けません。ご注意下さい。

代理入札受付窓口：入札要綱書記載の入札担当者

2. （参加契約発効済み競争参加者によるシステムトラブル回避策）

参加契約発効済み競争参加者のネットワーク等に不調が発生した場合に、前項に規定された代理入札に移行する時間を確保し、またトラブル等を避けるため参加競争参加者はできるだけリバースオークション開催時間が終了する５分前までに応札を完了してください。また、入札画面の自動更新が正常に実行されているかを確認するために、リバースオークション開催時間が終了する５分前までに最低１回は手動による入札画面の更新を行ってください。リバースオークション終了時間表示が入札画面上で作動中であっても、インターネットの接続が切断されている場合があります。

3. （夜間延長回避のためのリバースオークションのサスペンド）

本ルール定義書第３条３項３号の規定により自動延長が繰り返された場合であっても、リバースオークション開催日の 18：00 をもってリバースオークションは一旦サスペンド（中断）され、原則として翌営業日の 10：00 から再開されるものとします。これは、リバースオークションが夜間にわたって続けられる事態を回避する為のものです。

この場合、優先交渉権順位は、サスペンド時点での参加契約発効済み競争参加各社の最終入札金額をもって暫定的に決定され、リバースオークション再開時に最初の応札がなされるまで保持されるものとします。
再開されたリバースオークションは、サスペンド時点の最終入札金額から開始されるものとし、その際の入札可能金額は本ルール定義書第３条４項（３）の規定に準ずるものとします。

再開時はリバースオークション基本開催時間を再設定することなく、又サスペンド前の自動延長時間の経過に関わらず、再開時点を起点とした新たな自動延長時間が設定されるものとします。尚、再開日時および再開後の最低下げ幅金額については、入札開催者の都合により変更される場合があります。

4. （不可抗力によるリバースオークションの中断）
リバースオークション開催中に、利用規程に示すような不可抗力により、リバースオークションが中断した場合、ディーコープは再開に向け、原則として下記の対応をとるものとします。本ルール定義書第３条５項により１ユーザーIDを退場扱いとされた参加契約発効済み競争参加者以外に対して、中断の理由ならびに再開に向けた対応方法についてご連絡致します。またその際、再開後の継続入札意思を確認させていただきます。継続入札意思のある参加契約発効済み競争参加者が２社以上存在し、かつリバースオークション再開の目処がたった時点で、ディーコープよりかかる参加契約発効済み競争参加者に対して再開予定時刻、再開時の開始価格等を電話連絡させていただきます。尚、参加契約発効済み競争参加者には、システム復旧等の状況によっては、後日再開となる場合もあることを了承いただくものとします。

5. （口頭での質疑）
口頭での質疑については一切無効とし、何らかの疑義が生じた際には必ず弊社指定の質疑応答書を通じて提出することとします。

第５条　（リバースオークション終了後の流れ）

1. （優先交渉権の決定）
対象品目に関する優先交渉権順位は、リバースオークション終了時点での参加契約発効済み競争参加各社の最終入札金額をもって決定され、最安値の応札をした参加契約発効済み競争参加者が最優先交渉権を獲得するものとし、最終入札金額の低い順に２位以下の優先交渉権を獲得するものとします。尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。

2. （調達先指定者の決定）
入札開催者は、入札要綱書に定める調達先指定者選定予定日までに、最優先交渉権者が最終入札金額、取引体制、条件などのすべての調達条件を満たしているか否かの最終確認、および最終与信審査を行うものとします。この結果、入札開催者がすべての調達条件および審査基準を満たしていることを確認した時点で、調達先指定者が選定されるものとします。
調達契約の内容は、入札要綱書に記載された調達条件および調達先指定者の入札条件に沿って、入札開催者及び契約者と調達先指定者との間で協議により決定するものとします。

尚、最優先交渉権者が上記調達条件および審査基準を満たせない事実が判明した場合は、かかる参加契約発効済み競争参加者は最優先交渉権を失い、リバースオークションにて次点の優先交渉権を獲得した参加契約発効済み競争参加者にその権利が移るものとします。以後３番目以降についても同様と致します。尚、調達先指定者選定予定日は、入札開催者の意向により、必要に応じて延期される場合があります。

3. （見積書の提出）
見積書は、特に入札開催者からの指定がない限り、最優先交渉権者のみが提出するものとします。尚、その際の見積は特に指定がない限り、最終入札金額から割り戻した対象品目の単価を記載するものとします。見積書の提出期限および記載項目については、入札要綱書をご参照ください。

第６条　（遵守事項）
競争参加者は、上記各条項と合せて以下の点を遵守するものと致します。
(ア) リバースオークションに関わる取引内容について、ディーコープを経由せずに直接的もしくは間接的に入札開催者に連絡を行なわないこと。
(イ) 取引履行が不可能な入札を行なう等、故意または重過失によりリバースオークションの場を著しく混乱させないこと。
(ウ) 故意にリバースオークションを引き延ばす行為またはそれに準ずる行為を行わないこと。
(エ) ユーザーＩＤまたはパスワードを、許諾された使用目的以外で使用しないこと。
(オ) リバースオークションに関わる一切の秘密情報、取引条件等を第三者に漏洩しないこと。
(カ) 他の競争参加者との談合、その他調達契約の成否や条件に不当な影響を及ぼす行為を行なわないこと。
(キ) その他予期せぬ事態が発生した場合は、ディーコープの指示にしたがっていただくこと。

別添資料２

「入札要綱書」

＜次ページに掲載＞

入札要綱書

本入札要綱書は、下記入札対象案件における最優先交渉権者の選定を目的としてリバースオークションルール定義書(公共_調達契約)(2013年12月18日改訂版)に基づき入札対象案件(対象品目)の調達条件を定めたものです。

入札開催者	:	独立行政法人都市再生機構
契約者	:	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 千葉地域支社
入札対象案件	:	平成26年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入
案件番号(見積依頼番号の上8桁)	:	20044272
ディーコープ(株)管理番号	:	50105555
入札図書配付開始日	:	2014年01月30日 (木)より

【本件に関するお問い合わせ先】

運営会社	ディーコープ株式会社
住所	〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル19F
部署名	購買ソリューション本部 購買ソリューション一部 第3グループ
氏名	岩瀬 良彦
電話番号	03-6889-1595
FAX	03-6215-5535
E-MAIL	ur-dee@deecorp.jp

Confidential Internal Use Only

総則(公共入札)

全てのリバースオークションにおいて、下記総則を共通として適用します。

1.【留意事項】

本入札要綱書(以下、「本書」という)は、@Deeサービス利用規程に定める守秘義務規定に則って開示を行っております。規定に反する第三者への情報漏洩等がないよう、情報管理には充分ご配慮いただけますようよろしくお願いします。

2.【本入札の運営体制】

入札開催者は、本書に定める入札(以下、「本入札」という)を開催し、入札対象案件の発注先企業を選出します。本入札における発注先企業選定プロセス及び本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付等の一切の窓口業務は、入札開催者からの依頼により、ディーコープ㈱が代行いたします。ディーコープ㈱を経由せず、入札開催者へ直接問い合わせを行うことはできませんので御了承下さい。

3.【参加必要書類】

本入札参加にあたり必要な提出書類は、本書4)「リバースオークション開催スケジュール/参加必要関連書類」の通りです。指定された期日までにご提出いただけますようお願いいたします。

4.【入札における前提条件】

1. 入札金額の変更
入札金額は見積有効期限内においては取消・撤回することができません。但し入札終了後、入札開催者による仕様変更が生じた場合は、この限りではありません。

2. 購買数量の保証
本入札における購買予定数量は、別途保証する旨の記載がない限り、契約対象期間において入札開催者が購入を予定とする数量であり、入札開催者により購入を保証された数量ではありません。

3. 仕様／調達条件
仕様及び調達条件については、入札開催者の都合により、本入札終了後一部変更になる可能性がございます。

4. 契約締結義務
本入札において調達先指定者となった競争参加者は、本書で定める契約者と、入札対象案件に関する契約を別途締結する義務を負うものとします。

5. 契約の解除および損害賠償について
本入札の調達条件を調達先指定者が履行できない事実が判明し、契約者の催告にかかわらずその改善が見られない場合、契約者は調達先指定者に対し、別途締結した契約を一方的に解除が出来るものとします。また、その際に入札開催者または契約者に損害が生じた場合、競争参加者は相当額の賠償をしなければなりません。

6. 関連書類の優先順位
リバースオークションルール定義書に記載のとおり、リバースオークションルール定義書と入札要綱書に相違がある場合、入札要綱書の定めが優先するものとします。また、入札要綱書(本書)記載の事項と入札公告・入札説明書との間に相違がある場合には、入札公告・入札説明書記載の定めを優先するものとします。

7. 変更通知書
本書及び関連書類の記載事項または本入札の調達条件に変更があった場合、ディーコープ㈱は、競争参加者に対して、「変更通知書」を以って、変更事項を通知するものとします。この場合、変更通知書の記載事項が本書及び関連書類に優先するものとします。

8. 質疑応答
競争参加者は、本書及び関連書類に記載された事項または本入札の調達条件について疑問点及び提案事項がある場合、スケジュールに記載された期日までに質疑を提出するものとします。提出された質疑の内、入札開催者より回答された事項は入札要綱書の一部とします。回答と入札要綱書及び関連書類の記載内容に相違がある場合、回答を優先するものとします。

5.【その他留意事項】

入札開催者(以下、本書 「1) 基本情報」にて入札開催者と契約者が異なる場合は、入札開催者及び契約者を指す)並びに競争参加者は、本書、別添資料、及びその他の関連図書(リバースオークションルール定義書等を含む)に従い、本入札に基づく入札対象案件に関する契約(以下「調達契約」という)を締結するものとし、それを誠実に履行することとします。

調達契約の契約条件については、本入札における入札条件に従うものとします。入札条件及び調達契約に定めがない事項については、民法、商法及び関連法規の定めによるものとします。

1) 基本情報

【開催者情報】

入札開催者	独立行政法人都市再生機構
所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番地1 新宿アイランドタワー
契約者	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 千葉地域支社
所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番地1 新宿アイランドタワー 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 テクノガーデン

【案件情報】

入札対象案件	平成26年度独立行政法人都市再生機構東日本地区温水洗浄便座の購入
入札要綱書配付開始日	2014年01月30日 木曜日 より
リバースオークション開催日	2014年03月11日 火曜日
案件番号(見積依頼番号の上8桁)	20044272
ディーコープ(株)管理番号	50105555
参照すべきルール定義書	リバースオークションルール定義書(公共_調達契約)(2013年12月18日改訂版)

2) 入札対象案件の仕様詳細(入札要綱書の付属図書・別添資料)

2-1 関連資料一覧

関連資料名
入札公告
入札説明書
仕様書
別添資料1 「リバースオークションルール定義書(公共_調達契約)(2013年12月18日改訂版)」
別添資料2 「入札要綱書(本書)」
別添資料3 「質疑応答書」

2-2 入札仕様補足

入札結果の公表
入札開催者は、発注先企業を選出次第、入札参加企業名および入札金額を公表します。
公表準備が出来次第、入札開催者のオフィスにて紙閲覧及び、入札開催者のHP上で閲覧可能となります。

3) 入札開催諸条件

3-1.開始価格／最低下げ幅金額

本入札の開始価格および最低下げ幅金額は下記記載のとおりとなります。

開始価格	**2014年2月18日(火)に別途通知**

最低下げ幅金額	**2014年2月18日(火)に別途通知**

※ 最低下げ幅金額とは、競争参加者が応札する際に、最新の入札価格より最低限下回らなければならない金額を指します。
※ 全体を通じて一回目の入札のみ最低下げ幅の制限がありません。(開始価格と同額の入札も可能です。)
※ 本入札は、入札要綱書及び別添資料に記載された調達条件を満たす為に必要な全ての製品・サービスの総合計金額(消費税含まず)にて行うものとします。
※ 入札参加企業が更新すべき最新の入札価格は入札参加企業を通じてのその時点の最安値を指します。

3-2. リバースオークション開催諸条件について

本入札における開催パターン及び画面に表示される内容は下記の通りです。(※リバースオークションルール定義書 第3条2項 入札画面に表示される内容参照)

開催パターン
パターン③

⇒

現在の最低入札価格	自社の順位	他社の最新入札金額
表示	非表示	非表示

選定企業数	1社
金額提示条件	市場最安値を更新する
リバースオークション開催日時	2014年3月11日
リバースオークション開始時刻	10:00
基本開催時間	30分間
自動延長時間	15分間

3-3.最優先交渉権者選定方法／調達先指定者選定方法 補足

最優先交渉権者選定方法補足

入札参加企業が1社のみであった場合でも、入札を開催します。
独立行政法人都市再生機構の関係法人1者だった場合は、入札を中止し、再公募します。
尚、本件は、入札参加者から「委任状」の提出を受けたディーコープ株式会社が、入札参加者のリバースオークション終了時点の入札金額を「入札書」に記載し、入札開催者へ提出します。入札開催者は、「入札書」の開札をもって発注先を確定します。

本入札終了時、最終入札金額が開始価格と同額であった場合、最優先交渉権者は決定しないこととします。
この場合、開始価格と同額で入札をした者が最優先交渉権者とはならず、他の企業も同額で入札可能とみなし、全者同順位とします。最優先交渉権者は、入札終了後、「入札説明書 3 入札及び見積心得書 第10条」に従い、決定することとします。

4) リバースオークション開催スケジュール/参加必要関連書類

項	項目	期日	時間	提出書類	提出条件	提出方法	提出先
1	本書配付開始日	2014/1/30 (木)	–	–	–	–	–
2	質疑受付開始	2014/1/31 (金)	–	質疑応答書	質疑・提案ある場合	会員登録済企業は見積@Dee「新規QA」に添付して送信。 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
3	質疑受付締切	2014/2/12 (水)	17:00迄	質疑応答書	質疑・提案ある場合	会員登録済企業は見積@Dee「新規QA」に添付して送信。 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
4	競争参加資格確認申請書提出締切	2014/2/12 (水)	17:00迄	競争参加資格確認申請書	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード。 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
5	仕様要件適合証明書の提出締切	2014/2/12 (水)	17:00迄	仕様要件適合証明書	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード。 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
6	アフターサービス体制表の提出締切	2014/2/12 (水)	17:00迄	アフターサービス体制表	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード。 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
7	ディーコープ会員登録 申込期限	2014/2/12 (水)	17:00迄	会員登録申込書	参加者必須	–	ディーコープ担当者
8	質疑回答閲覧期間	2014/2/17 (月) ～ 2014/2/20 (木)	–	–	–	見積@Dee上で通知	–
9	競争参加資格の通知	2014/2/18 (火)	–	–	–	見積@Dee上で通知	–
10	開始価格通知	2014/2/18 (火)	–	–	–	見積@Dee上で通知	–
11	苦情申立受付開始	2014/2/19 (水)	–	書式不問	–	–	独立行政法人都市再生機構
12	委任状の提出期限	2014/2/24 (月)	17:00迄	委任状	参加者必須	見積@Dee「新規QA」に添付して送信	ディーコープ担当者
13	印鑑証明書の提出期限	2014/2/24 (月)	17:00迄	印鑑証明書	使用印鑑届又は年間委任状を未提出の者	原本を持参又は郵送(必着)	–
14	参加申込書/辞退届提出期限	2014/2/24 (月)	17:00迄	参加申込書、もしくは辞退届	全社(資格確認書の結果通知にて、合格となった企業全社)	・参加申込書(参加する場合):見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード ・辞退届(辞退する場合):原本必着	ディーコープ担当者
15	苦情申立受付締切	2014/2/25 (火)	17:00迄	書式不問	–	–	独立行政法人都市再生機構
16	リバースオークション実施日	2014/3/11 (火)	10:00	–	–	–	–
17	入札結果通知	2014/3/12 (水)	–	–	–	–	ディーコープ担当者
18	入札結果公表	2014/3/12 (水)	–	–	–	URのHPにて通知	–
19	確定企業選定予定日	2014/3/12 (水)	–	–	–	電子メールにて通知(ur-dee@deecorp.jp)	–
20	積算内訳書提出締切	2014/3/13 (木)	–	–	–	見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード後に原本を郵送 又は持参	ディーコープ担当者
21	単価契約書締結	2014/3/19 (水)	–	–	–	–	–

※ 「質疑応答書」に関して、ディーコープ会員未登録企業は、ディーコープに問い合わせをしエクセルファイルを入手の上、
エクセルファイルにてご提出ください。(会員登録済であれば、見積@dee上からエクセルファイルのダウンロード可能です。)

※ 競争参加者は、本入札の参加資格取得にあたり、入札開催者にリバースオークション参加申込書を上記指定の期日までに提出し、入札開催者の承認を受ける必要があります。尚、リバースオークション参加申込書提出にあたり、競争参加者は本入札の要件をすべて満たし、且つ開始価格以下での応札が可能であることを前提とします。

※ 確定企業選定予定日まで、リバースオークションにおいて自己が行う個々の応札が効力を有します。(ルール定義書第2条第2項)
尚、確定企業選定予定日は、入札開催者の意向により、必要に応じて延期される場合があります。(ルール定義書第5条第2項)

※ 入札質疑提出締切日までに質疑がない場合には、質疑事項が無いものとみなします。入札質疑においてご提出頂きました質疑及び質疑に対する回答については、リバースオークションにおける情報の公平性を保つ為、原則として本入札に参加予定の全競争参加者に開示いたします。

5)見積書提出方法・支払条件

5-1 見積書提出方法

対象企業	発注先確定企業
宛名	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 千葉地域支社
見積有効期限	契約書締結まで
見積書記載金額	入札金額と同額以下を記載。各単価等明細も記載する事。
内訳単価の金額単位	円未満切り捨て
見積書記載内容(1)	本入札要綱書に基づく見積である旨の明記

5-2 支払条件

「入札説明書」を参照のこと

6) その他特記事項

その他特記事項なし

7) 連絡体制

リバースオークション運営管理会社：ディーコープ株式会社

＜担当者連絡先＞
〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号
部署名　購買ソリューション本部 購買ソリューション一部 第3グループ
氏名　岩瀬 良彦
電話番号　03-6889-1595
FAX番号　03-6215-5535
メールアドレス　ur-dee@deecorp.jp

【■■□　参加申込書提出時に御注意いただきたい事項　□■■】

下記に定める事項に不備が有る場合には、再度ご提出いただく場合がございますので、ご留意ください。

■押印いただく捺印は、下記①②のいずれかにてお願いいたします。

①『代表者印』

・役職印/会社実印とも呼ばれる。本社所在地の役所に届出している会社（法人）の実印にあたり、
会社や団体の代表者の役割を果たす印鑑なので代表者印と言います。
通常印影は二重になり、回文（外側の文字）に会社名、中文に代表者の肩書き(代表取締役)などを彫るのが
一般的です。

（例）

②『角印』+『申込責任者の個人印（※）』 ※三文判は受付られませんのでご了承ください。

・角印とは、会社印よりやや大きめの会社名だけを彫った四角い印鑑です。契約書・領収書・注文書・賞状などあらゆる文書に
捺印する団体の証として 認印的な用途で使用されます。社外文書の他に稟議書などにも押印します。
・個人印とは・認印とも呼ばれます。文字通り「認めた」ことを証する印鑑のことであり、ふつうハンといえばほとんどが認印です。
認印の中でも、文房具店などで売られている量産品やゴム印、シャチハタなどの安価なものは俗に三文判と呼ばれています。

（例）

■下記のような捺印は不備となり再度ご提出頂くこととなりますのでご注意ください。

（例）捺印の端が途切れている

文字が重なって不鮮明

ぼやけ等の不鮮明

かすれ等の不鮮明

■FAXにてご提出いただく場合の注意点

FAX送信にあたっては、送付解像度を可能な限り高めに設定のうえご送付ください。
（推奨設定） ※機種によって呼称に違いがございますので、お使いの機種説明書等をご参照ください。
解像度　　：300dpi以上
カラー　　：モノクロ
送信画質設定：「高画質」、「スーパーファイン」など　※名称はメーカーにより異なる場合がございます。

RA参加申込書提出方法：見積@dee「見積回答フォーム」にアップロードすること

【入札画面操作者が入札主担当者と異なる場合の注意事項】

・本参加申込書に記載された入札主担当者が入札当日に参加できない場合は、記載された入札副担当者が参加することが可能です。
その場合、必ず入札副担当者を見積@Dee上で案件の主担当者に変更して参加してください。
・本参加申込書に記載された入札主担当者および入札副担当者以外の方が参加される場合には、参加申込書の再提出が必要です。
その場合、見積@Dee上で当該入札担当者を案件の主担当者に変更後、入札要綱書に定められた期限までに再度『参加申込書』を再提出してください。
なお、いずれの場合も入札主担当者として設定できる担当者は、会員登録情報に紐付く登録責任者を含めた見積@Deeサービス会員（ID保有者）のみです。

※ログインID/パスワードについては、見積@Deeのログイン画面にてIDの再通知、パスワードの再発行が可能です。
（ID・パスワードに関するTELやメールでのお問い合わせには一切回答できません。）

【入札操作確認について】

リバースオークションの操作方法を擬似的に操作することができる体験版をご用意しております。
体験版をご利用頂くには以下URLにアクセスいただき、見積@DeeのID・パスワードにてログインしてください。

リバースオークション体験版URL
http://www2.deecorp.jp/dee-tutorial/tender/index.html

（注1）リバースオークション当日、ご使用されるパソコンで前日までに必ず入札操作方法、及びご環境の確認を行ってください。
開催時にご利用のパソコン環境や入札操作手順の確認不備等により入札が行えなかった場合、当社では責任は負いかねます。予めご了承ください。

（注2）体験版は、見積@Deeログイン後の画面にもリンクされております。
なお、ご不明な点がございましたら見積@Deeログイン後の〔よくある質問〕からFAQサイトをご参照くださいますようお願い申し上げます。

別添資料３

「質疑応答書」

＜次ページに掲載＞

質疑応答書

質疑提出企業名		
入札開催者		
入札対象案件名		
案件番号		・・・見積依頼番号の上8桁
提出質疑総数		・・・提出質疑総数を正確に御記載ください。

※上記記入欄は入力必須項目です。
※複数シートおよび複数ファイルにてご提出いただく場合は、全シートおよび全ファイルでの「全体質疑総数」を正確に御記載ください。
※本質疑応答書は入札要綱書の一部となります。
※提出された質疑事項 及び 入札開催者回答は、原則全社へ開示されます。

No.	関係書類	項目番号	質疑事項	入札開催者回答
例	別添資料1 入札仕様書	Ⅳ. 5. (1)	納期が20XX年2月末との記載ですが、生産が間に合わない可能性がある為、3月迄とさせて頂けますでしょうか。	（入札開催者による回答の記入欄です）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				